

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人もろ栄福社会（以下「この法人」という。）の定款第16条に規定する役員、第5条に規定する評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者等をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第2章の規定に基づき置かれた者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員、評議員には、勤務形態に応じて次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員、評議員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場には、別表1に定める費用を弁償する。

(報酬等の算定方法)

第4条 この法人の常勤役員の報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて算定する。

- (1) 報酬については、別表2とする
- (2) 賞与については、別表3とする
- (3) 退職手当については、別表4に定める算式により算出される額

(報酬の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬の計算期間は、毎月1日から末日までとし、支払日は翌月15日とする。
- 3 報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

(費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 非常勤役員、評議員の費用弁償額

理事会(役員会)	5,000円/回
評議員会	5,000円/回
監事監査	10,000円/回

別表2 常勤役員等の報酬

理事長	45,000円/日額
理事・監事	25,000円/日額

別表3 常勤役員等の賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額×係数

別表4 常勤役員退職手当の算出概要

報酬年(月)額×在職年(月)数×係数